

まちなかにぎわい創出 専門家派遣事業について

福島県ではまちづくりに取り組む市町村や団体、個人に対し、福島県商業まちづくり課がワンストップ窓口として相談を受け、まちづくりに関わる専門家を派遣することにより、取組みを支援します。

多様な主体によるまちなかのにぎわい創出等を図るため、是非ご活用ください。

[対 象]

《対象となる取組》

まちなかのにぎわい創出や地域の活性化に寄与する事業であるとともに、一過性ではない継続的な事業効果が見込まれる事業であること。

取組例

- 遊休不動産を活用するのにアイデアが欲しい。
- まちなかの拠点を整備しているが、その周辺のまちづくりに関する知識を深め、回遊を促進させるための講習会を開きたい。
- 公設商業施設の運営の安定化に向け、専門家のアドバイスを受けたい。

《対 象 者》

上記課題に取り組む以下の団体

- ① 県内市町村
- ② 県内に所在する遊休不動産の活用等を目的としたリノベーション関連事業やまちづくりに関する課題の解決に取り組む団体、個人等
- ③ その他

《費 用》

- 講師報償費・旅費 → 無料（予算の範囲内で県が負担）
- その他経費 → 申請者負担

[申請の流れ]

- 1 事前相談・・・相談シートを記載し、商業まちづくり課へ郵送又は電子メールで提出。内容を確認させていただき、当課よりご連絡いたします。専門家派遣までに通常2ヶ月程度かかりますので、余裕をもってご相談いただくようお願いいたします。
- 2 審査・・・当事業に合致した内容であるか当課で審査いたします。
- 3 専門家選定・・・申請者又は当課で推薦・決定
- 4 派遣申請・・・派遣申請書を当課へ提出・派遣決定
- 5 派遣依頼・・・県から講師へ派遣の要請
- 6 専門家派遣
- 7 実績報告・・・派遣終了後、事業完了と実績報告書提出

《問い合わせ先》

〒960-8670 福島市杉妻町2-16（県庁西庁舎10階）
TEL：024-521-7126 FAX：024-521-8886
E-mail：shougyoumachidukuri@pref.fukushima.lg.jp

福島県商工労働部商業まちづくり課